

5 地域住民組織等に関するもの

担当課	名称	概要	助成・補助金額等	対象者	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
企画政策課	コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成）	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業を助成するもの。 採択団体は、自治総合センターが決定する。	助成金：100万円～250万円 整備事例：エアコン、音響設備、会議用机、椅子、祭礼用太鼓、プロジェクター等のコミュニティ活動備品等の整備など	市が認めるコミュニティ組織。 コミュニティ組織とは、市がコミュニティ活動を行っていることを認める自治会、町内会等の地域に密着した団体です。地域に密着した団体であっても、専ら趣味や芸術等に限定した活動団体は除かれます。	なし		コミュニティ助成事業実施要綱（一般社団法人自治総合センター）
広報情報課	まちづくり協働事業補助金	市民と行政による活力あるまちづくりの推進を図ることを目的とし、地域の課題や目標達成のために、市民と市が協働して行う事業に対し助成するもの。 実施事業は、公募したのち審査会での審査を経て決定する。	30万円を限度に交付 （ただし、同一団体が同一事業で翌年度以後も補助金の交付を受けるときは、2回を限度とし、2回目からは15万円を限度に交付）	原則として、市内で社会貢献的活動を行う、ボランティア団体、NPO法人、自治会・町内会、地域産業組織、企業等で5人以上で構成する団体	なし		砺波市まちづくり協働事業実施要綱
市民生活課	環境にやさしい防犯灯LED化推進事業補助金	地球温暖化の防止に向けた省エネルギーを推進するとともに、地球環境保全意識の醸成と維持管理費の軽減を図るため、自治会等が所有する防犯灯のLED化等に要する経費に対し、補助金を交付するもの。	照明器具一式費用、取替費用、撤去費用の1/2（100円未満切捨） （1）1灯につき上限1万円 （2）撤去費用は1灯につき上限2千円	LED防犯灯を設置する自治会等で次のいずれかに該当する者 （1）既設非LED防犯灯について廃止するとともに、当該廃止場所とは異なる場所に新たにLED防犯灯を設置する者 （2）既設非LED防犯灯をLED防犯灯に更新する者 （3）既設非LED防犯灯を廃止する者	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/service/2244p/	砺波市環境にやさしい防犯灯LED化推進事業補助金交付要綱
市民生活課	ごみ集積ステーション衛生設備改善補助金	ごみ収集の合理化と市民生活の環境整備を図るため、ごみ集積ステーションの設備改善を行う経費に対し、補助金を交付するもの。	ごみ集積ステーションの設備改善経費の30%以内。 限度額 15万円	地区自治振興会、自治会又は町内会	なし		砺波市ごみ集積ステーション衛生設備改善補助金交付要綱
市民生活課	有価物集団回収奨励金	ごみの減量化と資源の有効利用及び清掃思想の普及向上を図ることを目的とする有価物集団回収事業を実施する団体に対して奨励金を交付するもの。	売却した有価物の重量1キログラムにつき、次に掲げる額を乗じた額 （1）集団回収実施売却回数 年3回未満 1円 （2）集団回収実施売却回数 年3回以上 2円	（1）公益的な目的を達成するために組織された市内の公共的団体であること。 （2）有価物の集団回収を年2回以上行い、その都度回収業者に売却しているものであること。	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/service/2055p/	砺波市有価物集団回収奨励金交付要綱
農地林務課	散居景観保全事業補助金	散居景観を保全するため、屋敷林の枝打ちや育成等に要する経費に対し、補助金を交付するもの。	（1）屋敷林の維持・管理（枝打ち、間伐等に要する費用） 事業費の1/2（交付上限額20万円/戸当たり） （2）屋敷林の育成（苗木の植樹、育成方法に関する研修会等に要する費用） 事業費の1/2（交付上限額15万円/年・地区あたり） （3）散居景観の保全・創造（散居に関する学習会、都市住民との交流会等に要する費用） 事業費の1/2（交付上限額15万円/年・地区あたり）	次の内容による「地域づくり協定」を結んだ地区は支援を受けることができます。 （1）地区内に屋敷林があること。 （2）散居景観の保全、育成及び維持管理について定めがあること。 （3）自治会、常会などまとまりのある地区を単位として、2/3以上の戸数または20戸以上の参加があること。 （4）協定の有効期限が5年以上であること。 ※一部支援の対象とならない地域があります。	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/info/45902p/	砺波市散居景観保全事業補助金交付要綱
土木課	地域除排雪施設等整備事業補助金	地域の除排雪活動を強化促進する目的をもって地域住民組織が行う事業に対し、補助金を交付するもの。	（1）地区除雪機械格納庫整備事業 当該事業費の2/3以内（補助限度額400万円） （2）除排雪機械整備事業 当該事業費の1/2以内（補助限度額600万円（歩道除雪機械を整備する場合は250万円）） （3）消雪装置整備事業 当該事業費の1/4以内（補助限度額300万円） （4）流雪溝整備事業 当該事業費の1/4以内（補助限度額300万円） （5）共同駐車場整備事業 当該事業費の1/4以内（補助限度額100万円） （6）除雪オペレーター育成事業 当該事業費の1/2以内	「地域住民組織」地区自治振興会及び町内会等	なし		砺波市地域除排雪施設等整備事業補助金交付要綱
土木課	道水路等維持修繕事業原材料費等助成	地域住民において市が管理する道水路等の維持修繕を実施する場合の原材料費、建設機械等の借上料及び損害保険料を交付するもの。	事業に要した経費に対し、30万円を限度に交付 ただし、建設機械等の借り上げ及び損害保険に擁する費用の合計額は、原材料費の購入額の1/2の額を上限とする	市内に住所を有する者で組織する団体	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/service/2138p/	砺波市道水路等維持修繕事業原材料費等交付要綱
都市整備課	景観まちづくり事業費補助金（散居景観モデル事業）	良好な景観を保全し、又は創出するため、砺波市景観まちづくり条例に基づき、景観まちづくりを推進するための事業を行う景観まちづくり組織、景観まちづくりに関する協定を認定した団体等が行う景観まちづくり事業に対し、補助金を交付するもの。	（1）散居景観モデル地域の指定に向けた活動 補助対象経費の10/10（ただし、5万円を補助の限度額とし、1地域につき1回の補助を限度とする） （2）協定の運営 補助対象経費の10/10（ただし、年間10万円を補助の限度額とする） （3）樹木の管理等 補助対象経費の10/10（ただし、1万円に協定を締結している住居の戸数を乗じて得た額を年間の補助の限度額とする） （4）景観重要建造物の管理等 家屋（母屋）の固定資産税額に相当する額 （5）景観重要建造物の外観改修 補助対象経費の1/2（ただし、100万円を補助の限度額とする） （6）周辺景観との調和を目的とした建物の外観改修 補助対象経費の1/2（ただし、50万円を補助の限度額とする）	（1）=自治会組織等 （2）～（4）=散居景観モデル地域の指定を受けた自治会組織等 （5）～（6）=当該改修を行う建物の所有者等（散居景観モデル地域指定を受けた組織で協定の締結をしている者に限る。）ただし、補助事業者に市税等の滞納がある場合は、補助金の交付をしないものとする。	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/info/35102p/	

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
こども課	児童遊具整備等補助金	市内の町内会、自治会等が行う児童遊園地、児童遊戯施設等の遊具の設備整備及び修繕に要する経費に対し、補助金を交付するもの。	補助金の額は、設備整備及び修繕に要する経費の1/2以内の額とする。 (ただし、1品目につき6万3千円を限度とする。)	補助対象とする児童遊具は、ブランコ、滑り台その他市長が認める遊具とし、毎年度2品目を限度とする。 (市内の町内会、自治会等が対象)	なし		砺波市児童遊具整備等補助金交付要綱
生涯学習・スポーツ課	三世代交流ふれあい事業補助金 (三世代同居推進事業)	昔ながらの遊びや郷土料理等の伝承、スポーツやレクリエーション等を通して三世代交流を推進することを目的に、市内の自治会(常会又は町内会)その他の各種団体が実施する事業に要する経費に補助金を交付するもの。	補助率 10/10 補助限度額 2万円 (ただし、食糧費については、酒代及び飲酒に関連するものは補助対象外とし、かつ、補助対象経費の2分の1以内とする。)	市内の自治会(常会又は町内会)や婦人会、児童クラブ、老人クラブなどの市民で組織し活動している団体	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/info/4230p/	砺波市三世代交流ふれあい事業補助金交付要綱
生涯学習・スポーツ課	地区公民館分館及び社会教育活動施設建設補助金	市民の地域活動の拠点となる砺波市地区公民館分館及び社会教育活動施設の建設に対して補助金を交付するもの。	(1)地区公民館分館を新築又は全部を改築する場合 150万円を限度 (2)地区公民館分館を増築、一部を改築又は改修する場合(地区公民館分館を新築又は全部を改築したときから10年を経過していない場合及び増築、一部を改築又は改修に要した工事費が100万円に満たないものを除く)工事費の10%以内の額100万円を限度 (3)社会教育関係団体が社会教育活動施設を新築又は全部を改築する場合 工事費の全部。ただし、80万円を限度	(1)「地区公民館分館」 単一の町内会若しくは自治会又は複数の町内会等 (2)「社会教育活動施設」 社会教育法第42条の規定に基づき、かつ、法第20条に規定する事業を主な目的とする施設	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/service/2535p/	砺波市地区公民館分館及び社会教育活動施設建設補助金交付要綱